



＜畑作酪農は九州酪農の  
ホープといわれる＞

ある。

次にさきほどちょっとふれたが、成長部門は熊本でもいたるところで、立地条件にもとずいた適地適性を生かしながらますます前進しようとしている。

その第一は酪農である。現在九州の乳牛頭数はほぼ十万頭であるが、熊本県が二万四千五百頭で筆頭である。昭和三十年頃迄は福岡県の方が多かったが、三十五年を境にして熊本がリードし、その後完全に引きはなした恰好になっている。酪農はいま飼料高と乳価安で経営は苦しいといわれているが、九州ではとくに佐賀平野などの水田酪農が伸びなやみ、牧野を生かした草地酪農もなかなか進まない。そのなかでひとり気を吐いているのは畑作酪農であるが、本県の菊池、鹿本はまさにその中心である。県の経営コンクールでも、いつも上位を占めるのは、

自立経営にせよグループ活動にせよ、この地帯である。この畑作地帯はもともと養蚕がさかんであるが、最近では集団桑園の造成などをテコとして、養蚕主業と酪農主業とが分化しつつあり、また酪農の形も飼料作と結びついて、協業方式など現実的な行き方がとられており、これからの九州酪農のホープといっている。ただ畑作地帯は一般に地力が低いし、作目の構成も雑多になりがちであるが、構造改善事業の主産地形成によって、基幹作目の線がスッキリとされてくればもっと大きく発展する可能性がある。

第二は、ミカンである。本県にはすでに河内芳野村と天水町の大産地が確立していた。戦後の新植ブームのなかで、熊本はいくらか出されてきた観があったが、この二三年急ピッチで追いついてきた。玉名平野から八代平野の山つき地

帯、葦北、宇土平島、天草などでの産地形成のいきおいはすさまじいばかりである。それが物をいうのはまだ何年かさきのことであるが、現在でも結果量のいちばん多いのは熊本県であって、佐賀、長崎などは栽培面積は多いが、まだまだ本県に及ばない。

第三の成長部門は、養蚕とタバコである。戦後多くの県が養蚕をやめていった時、「孤塁」を守ってきたのが、いま脚光をあびているものである。最近の養蚕は年間屋外条桑育と共同飼育の技術が確立したので、昔の苦しかった住宅養蚕の面影はないといわれる。とくに山間部の開拓地などではもともと確実な収益を保證する。タバコ作もまた省力栽培が導入されて、多労多肥といわれたのを返上する状態であるし、何よりも収益が安定しているの望ましい作目となっている。以上本県の農業のなかで、すでにりっぱな芽ばえを確立しているものを、成長

## 構造改善事業と 新産都市の生かし方

それには、現在おこなわれている農業構造改善事業をさらに積極的に推進すること、新産都市の農業に対するプラスの面を活用することである。

熊本県は、改善事業に対するとりくみ方、指定のうけ方など、九州でもいちばん活潑だといわれている。非常に結構であるが、ただ問題になるのは、農協の援助体制がまだ必ずしも十分でないといわれることである。構造改善事業が成功するか否かの重要なカギの一つはこの問題にあるともみられており、本県でも事業



＜画期的な技術革新をみせる養蚕＞

がすすむにともなって、農協の合併もだいぶ推進されてきているが、隣県の福岡などに比べるとかなりおくれれているとみなされている。主産地形成がおこなわれることは、大量生産と大量販売を意味する。生産のための営業類型の確立には、資金供給と営業指導が必要であり、大量販売は流通の改善や施設づくりを前提とする。それらのことは今迄の分立していた弱い農協では任にたえないので、何とかして適正規模的な農協に脱皮するように、地域の農家が協力しなければならぬ。

最後に、有明地区・不知火地区の新産都市建設が本県の農業にあたる意味と

役割を十分に認識することである。工業地帯が造成されれば、農地はある程度さん食されるし、周辺の地価は上るし、農家の兼業化がすすむことは必然である。それは農業にとつてのマイナス面であるが、他方では農産物市場と労働市場が地元で大きくひらけてくるというプラス面がある。そうなることとハウスそ業や養鶏など、土地節約的で資本集約的な経営がうまれてくるし、零細農家にとつて有利な兼業収入も保証される。国の政策が将来ハッキリしてくれば、それらの兼業農家の離農ということも条件によっては可能になるし、それは同時に自立専業農家の経営規模拡大を助けることとなる。

長期的な展望はともかくとして、当面は県内の専業農家、兼業農家いづれにとつても、農業所得、農外所得を高める道がひらけてくるわけだ。今後の県政と農政は、新産都市と構造改善事業という二つの柱を中心として展開することとなるが、それをうまく生かすかどうか、熊本県農業振興の明暗をきめる分れ路である。何とかしてお互に頑張りたいたいのである。

(熊本商科大学教授)

## 農林漁業金融公庫制度が改善されます

農林漁業の革新的近代化を推進するために、39年度から農林漁業金融公庫の融資制度が改正され、農林漁業の基盤整備、構造改善および経営拡大に必要な長期低利資金の画期的増大とその迅速円滑な供給がはかられ、貸付条件が大幅に改善されます。

### ＜資金量の拡充＞

39年度における農林漁業金融公庫の貸付計画額は、前年より200億円増額して、1,070億円とし、350億円が追加出資されます。

### ＜金利の引下げと金利体系の簡素化＞

- ▶ 3分5厘、5分、6分5厘、7分5厘の4段階となります。
- ▶ 土地取得、小造林などの資金の金利を3分5厘とし、その他資金の金利も引下げられます。
- ▶ 39年度における3分5厘資金は貸付計画額の42%、445億円となります。

### ＜その他の貸付条件の改善簡素化＞

- ▶ 貸付期間を原則として30年、25年、20年、15年、10年の5段階に整理し、土地改良、林道、漁港、伐採調整などの貸付期間が延長されます。
- ▶ 据置期間は3年以内に延長されます。また土地改良は10年以内に延長されます。

### ＜融資枠の統合簡素化＞

現行の50種目の融資枠は6の融資枠に統合され、統合枠の中で資金を弾力的に使用できるようになります。